

国の施策・制度・予算に対する

提言・要望書

最重点項目



令和元年7月

福岡県
福岡県議会

目次

I 2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興

- 2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興 1

II 誰もが安心して暮らし活躍できる社会の実現

- 「子ども・子育て支援」の充実・強化 3
- 「子どもの貧困対策」の充実・強化 4
- 児童相談所の体制強化等に対する支援 5
- 障がい者福祉施策の充実 6
- 「70歳現役社会」づくりの推進 7
- 女性の活躍を促進する取組みの充実・強化 8
- きめ細かな雇用政策の充実・強化 9
- 健康づくりに関する取組みの推進 10

III 地方創生の推進

- 地域におけるまち・ひと・しごと創生に向けた取組みの推進 11
- 総合特区における税制上の支援措置の延長 12
- インバウンド観光の促進 13
- 中小企業・小規模事業者への支援強化 14
- IoT、AIなど先端技術の社会実装に向けた支援強化 15
- 水素・燃料電池の産業化に向けた普及支援 16
- 革新的バイオ産業創出に向けた支援強化 17
- 農林水産業・農山漁村の持続的発展に向けた施策の充実 18
- 外国人材の受入れに向けた取組みの推進 19
- 東京2020大会を契機とした地域におけるスポーツ・文化の活性化 20

IV 暮らしの安全・安心と経済社会の基盤確保

- 福岡空港・北九州空港の機能強化及び連携強化 21
- ストック効果の高い社会資本整備の推進 23
- エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の更なる普及促進 25
- 暴力団壊滅に向けた取組みの推進 26
- 性暴力根絶対策の推進 27
- 子どもや高齢者を事件・事故から守る対策の充実 28
- 都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数の改正 29

2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興①

【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省、国土交通省】

災害復旧・復興には多額の経費を要するため、県及び被災市町村の特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業の予算確保に特段の配慮を行うこと。

- 1 平成29年7月九州北部豪雨による改良復旧事業、平成30年7月豪雨による浸水対策事業を着実に推進するため、必要な予算措置を行うこと。
- 2 平成30年7月豪雨で浸水被害の大きかった金丸川、池町川、下弓削川、庄司川において、再度被害の軽減を図るため、本川・支川で必要とする浸水対策の事業採択を行うこと。
- 3 被災したJR日田彦山線の早期復旧に向けた支援を行うこと。

■ 事業推進に必要な予算措置

- 平成29年7月九州北部豪雨による改良復旧事業の推進

改良復旧事業

(単位:億円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	全体事業費
河川 (13河川)	247	131	225	216	187		1,006
砂防 (57箇所)	123	16	22	28	25	22	236
道路 (3区間)	2	5	1				8
計	372	152	248	244	212	22	1,250

※ 権限代行の赤谷川、大山川、乙石川を含む ※ 砂防については、県の見込額



桂川【復旧工事状況】



真竹地区急傾斜【復旧工事状況】

◀ 進捗状況 ▶

- ・ 改良計画について、概ね地元合意済
→ 順次、詳細設計、用地測量、用地交渉に着手
- ・ 用地買収を伴わない箇所や用地取得済箇所から順次、工事に着手

■ JR日田彦山線の早期復旧に向けた支援

添田駅～夜明駅間(29.2km)、63箇所

《被害内訳》

- 橋梁の損傷 5箇所
- 信号機器室倒壊等の損傷 14箇所
- 土砂流入や盛土流失等 44箇所



流木・桁損傷



盛土流出

■ 浸水対策の事業採択

- 平成30年7月豪雨で浸水被害の大きかった河川について、国・県・関係市町に専門家を交え行った検証等を踏まえ、浸水対策の事業採択が必要

【家屋の浸水被害が大きく浸水対策が必要な河川】

- ・ 筑後川水系：かなまる いけまち しもゆげ金丸川、池町川、下弓削川
- ・ 遠賀川水系：しょうし庄司川

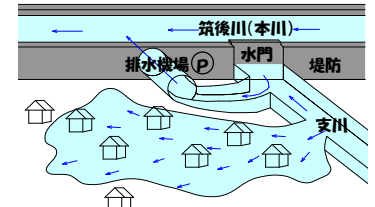
※ 山ノ井川と庄内川は、今年度より「浸水対策重点地域緊急事業」として事業着手済

◀ 浸水対策のイメージ ▶

【本川】:排水機場の能力向上 など

【支川】:河道拡幅、堤防嵩上げ、調節池 など

⇒ 国・県・市が連携し、効果的な治水安全度の向上に取り組む



◀ 浸水状況 ▶



筑後川水系金丸川、池町川(久留米市)



筑後川水系下弓削川(久留米市)



遠賀川水系庄司川(飯塚市)

2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興②

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（防災）、経済産業省、農林水産省】

- 1 被災者の早期の生活再建に資するため、被災者生活再建支援制度を全ての被災区域に適用するとともに、半壊世帯や一部損壊世帯への対象拡大、支援金の支給額の増額を行うこと。また、災害援護資金貸付金について、貸付限度額の引上げ、所得制限の撤廃といった貸付条件の改善を行うこと。
- 2 被災した事業者に対する資金繰り支援を継続するとともに、事業の再興に向けた販路開拓の取組みに対して、「小規模事業者持続化補助金」により引き続き支援を行うこと。
- 3 農地、農業用施設や林道の復旧事業については、被災状況に配慮し、完了までの期間を弾力的に延長すること。

■ 被災者生活再建支援法の課題

〈平成30年7月豪雨における法適用市町村〉
北九州市、久留米市、飯塚市、嘉麻市

【福岡県被災者生活再建支援制度】（県：10/10）
法の適用要件（10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等）を満たさない市町村の被災者に対し、法と同一の支援を実施。
⇒八女市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、みやこ町で、住宅が全壊又は半壊で解体をした5世帯（各市町1世帯）に支給

■ 商工被害の状況

- 平成29年7月九州北部豪雨
 - ・被害額 約106億円
 - ・被災数 306事業所（9市町村）
- 平成30年7月豪雨
 - ・被害額 約7億円
 - ・被災数 364事業所（24市町村）

被災事業所の売上状況（平成30年度）

	減少した事業所の割合	有効回答数
29年7月九州北部豪雨（対H28年度比）	37%	75事業所
30年7月豪雨（対H28年度比）	31%	123事業所

（※H29.7九州北部豪雨の影響を除くため、H28年度との比較）

■ 農地、農業用施設、林道の復旧事業実施期間の弾力的延長

朝倉市の農地、林道の復旧事業スケジュール

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
農地	平野部	←→						
	山間部	←→						
	河川沿い（区画整理）			←→				
林道	11路線	←→						
	4路線	←→						

- 平成29年7月九州北部豪雨
河川沿いの農地復旧は河川や砂防の進度に合わせた実施が必要

〈進捗状況〉

- ・河川沿いの農地復旧は、復旧計画について地元調整中
⇒土地改良法手続き後、順次、工事に着手
- ・林道は、進入可能となった箇所から順次、工事に着手

「子ども・子育て支援」の充実・強化

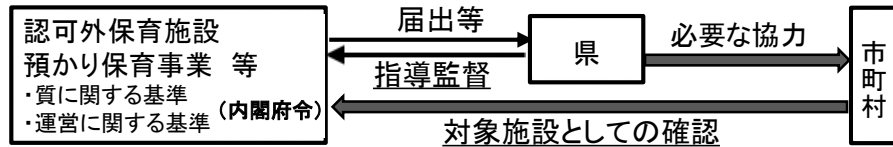
【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、厚生労働省、文部科学省】

- 1 認可外保育施設や預かり保育事業等に係る幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、対象施設等の保育の質の確保・向上に向け、自治体が適切な指導監督、確認、支援等を行えるよう、国において必要な財源の確保及び制度的な支援を講じること。
- 2 「子どものための教育・保育給付交付金」の不合理な交付基準を見直すこと。
- 3 「地域少子化対策重点推進交付金」について、採択要件の緩和を行い、より地方の創意工夫が活かせるよう、柔軟な運用を図ること。
- 4 待機児童解消の早期実現に向け、保育人材及び放課後児童支援員確保のための施策を一層充実すること。また処遇改善の要件とされた研修の実施に必要な財源を安定的・恒久的に措置すること。
- 5 高等学校専攻科について、高等学校等の実質無償化又は高等教育の無償化と同等の制度を創設し、必要な財源を確保すること。

1 認可外保育施設・預かり保育事業等の無償化の円滑な実施

○認可外保育施設は5年間で国の基準（人員、設備等）を満たす必要があり、その指導監督、確認等に当たる自治体の負担は大。



2 子どものための教育・保育給付交付金に係る交付基準

地域区分	減価償却費加算	賃借料加算
A地域	8都県(青森、東京、沖縄等)	4都県(埼玉、東京、神奈川等)
B地域	18道府県(神奈川、鹿児島等)	6府県(静岡、大阪、奈良等)
C地域	17県(栃木、愛知、佐賀等)	16県(宮城、愛知、福岡、沖縄等)
D地域	4県(徳島、愛媛、福岡、大分)	21道県(青森、佐賀、鹿児島等)

※「保育所等整備交付金」など同様の地域区分8件は、平成29年度に撤廃。

3 「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充

○交付要綱に記載されていない採択要件が運用上細かく決められており、市町村から柔軟な制度運用の要望が強い。
 (例)婚活イベントのみを行う事業は対象外

4 待機児童解消に向けた人材確保施策の充実

- 保育人材を確保するには、施設型給付における保育士配置基準の改善や賃金水準の更なる見直し等、保育士が働き続けられる労働環境の整備が必要。
- 放課後児童支援員の確保:【現行】国1/3、県1/3、市町村1/3
 →補助率の引上げ(※【参考】保育所等運営費:国1/2、県1/4、市町村1/4)

5 高等学校専攻科への支援の必要性

○高等学校専攻科は、専門学校（無償化の対象）と同様に、看護師等の専門的な人材を養成し、資格取得に必要な教育を行っているが、教育無償化施策の対象となっていない。

「子どもの貧困対策」の充実・強化

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、厚生労働省】

- 1 地方の取組みを促進させるため、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」の「当面の重点施策」とされた事業を着実に実施できるよう必要な財源措置を講じること。特に子どもの貧困状態を解消する上で優先的に取り組むべき次の項目については、重点的な財源措置を講じること。
 - (1) ひとり親家庭の経済的自立のための就労支援
 - (2) 放課後児童クラブ利用料の無償化
- 2 都道府県の子どもの貧困対策の効果等を検証・評価できるよう、都道府県別の貧困率など、子どもの貧困に関する指標に係る数値について、都道府県分も合わせて調査、算出し、その結果と算定方法を情報提供すること。

■ ひとり親家庭の経済的自立のための就労支援

- ・ 自立支援教育訓練の講座受講期間中の生活費支援が必要
- ・ ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進給付金の増額が必要
(現在の給付額)

課税世帯 : 月額7万500円(11万500円)

非課税世帯 : 月額10万円(14万円)

(注) カッコ内は訓練課程の最終12か月における給付額

※本県の「ひとり親世帯等実態調査」(H28年度実施)

- ・ 母子世帯の仕事による1か月の平均収入(手取り額) : 14.5万円
- ・ 母子世帯における正社員の割合 : 44.7%

■ 放課後児童クラブ利用料の無償化

(生活保護世帯等における利用料等の国の減免制度比較)

	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯
放課後児童クラブ利用料	減免なし	減免なし
保育所保育料	全額減免	全額減免(令和元年10月予定) ※3歳以上

■ 子どもの貧困に関する指標の算出

- ・ 「子供の貧困対策に関する大綱」に定められた25指標のうち、子どもの貧困率など11指標について、都道府県別の数値が確認できない。

(都道府県別の数値が確認できない指標)

- ・ 子どもの貧困率
- ・ ひとり親家庭の子どもの進学率、就職率
- ・ ひとり親家庭の親の就業率 など

児童相談所の体制強化等に対する支援

【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省、厚生労働省】

児童福祉法施行令の改正（H31.4.1施行）等に基づく児童相談所の体制強化及び令和元年度までに策定することとされた「都道府県社会的養育推進計画」に基づく施策を着実に推進できるよう、国において重点的な財源措置を講じるとともに、必要な支援を実施すること。

- (1) 児童福祉司等の配置増に伴う地方交付税の単位費用の拡充
- (2) 児童相談所庁舎の増改築等に対する財政支援
- (3) 里親制度の普及啓発と財政支援の拡充、地域小規模児童養護施設等の充実など、社会的養育の推進のための支援

■ 児童福祉司等の配置増に伴う交付税措置の充実

- ・ 政令等に基づく児童福祉司、児童心理司等の配置増を進めるにあたっては、新たな基準を踏まえた交付税措置の拡充が必要
《基準に基づく本県の児童福祉司等の配置数》 (人)

	R1	R4 (最低配置数)	備 考
児童福祉司	78	人口割 91	管内人口／3万人
		加算分 $\alpha + 8$	①虐待相談対応件数(α) ②市町村支援(2) ※ 30市町村ごとに1人 ③里親養育支援(6) ※ 各児童相談所に1人
児童心理司	27	$(91 + \alpha) / 2$	児童福祉司(②③除く)の1/2
保健師	3	6	各児童相談所に1人

- ・ 弁護士を任期付職員で常勤配置した場合、人件費に見合った交付税措置が必要

■ 児童相談所庁舎の増改築等に対する財政支援

- ・ 政令等に基づく児童福祉司等の配置増に伴い、児童相談所の庁舎の増築、改築等が必要となった場合における地方交付税の基準財政需要額に算入される起債の拡充が必要

■ 社会的養育の推進のための支援

- ・ 里親制度について国民への普及啓発を図るとともに、里親等の負担となっている委託児童の高校入学時の準備費用や就職時の転居費用等の支援の拡充が必要
《現在の給付額》 高校進学時 61,150円、就職時 276,190円
※ 本県の里親等への費用に関するアンケート調査（H30.1）
（高校進学時の支出額） 公立：約10～15万円、私立：約30～35万円
（就職時の支出額） 約35万円以上
- ・ 児童養護施設等の小規模化・高機能化に対応するため、心理療法担当職員や看護師等の専門職等の更なる配置が進むよう、財政支援の拡充が必要
※ 現行制度では、これらの専門職を複数配置しても、措置費は各1人分しか加算されないため、手厚い支援には施設側の負担を伴う

障がい者福祉施策の充実

【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省、国土交通省】

- 1 精神障がい者について、身体・知的と同等に公共交通機関等の割引の対象とすることを交通事業者に強く働きかけるとともに、国による事業者への財政的支援を含め、有効な対策を講じること。
- 2 市町村が整備・運営を行う地域生活支援拠点等について、国の第5期障害福祉計画の期間（令和2年度）までに、確実に各市町村又は圏域において拠点が設置され、地域全体で支えるサービス体制の構築が可能となるよう、明確な整備・運営指針を示した上で、必要な財源措置を講じること。
- 3 県、市町村が医療的ケア児の在宅生活支援に必要な事業を実施するため、医療的ケア児の具体的定義（対象範囲）を明らかにするとともに、必要な財源措置を講ずること。また、医療的ケア児の保育受入れ体制を整えるため、看護師の配置等に必要な財源を安定的・恒久的に措置すること。

■ 交通事業者に対する精神障がい者の運賃割引に係る要望状況

- 交通事業者への要望状況
要望開始時期：平成9年度
直近の要望状況：平成31年2月JR九州本社を訪問し、要望書提出
※平成29年4月から西鉄グループが電車・バス運賃について精神障がい者割引を導入
- 主な運賃割引の状況：JR九州
身体・知的障がい者本人：5割引、介護者（1名のみ）：5割引

■ 地域生活支援拠点等の整備について

- 第4期福岡県障がい者福祉計画（平成30～令和2年度）
 - ・目標 各障がい保健福祉圏域に少なくとも1か所整備
 - ・実績 7市町（1市1町、1圏域（2市1町）、1共同（2市））で整備（平成30年11月現在）
- ※ 運営に必要な人材や財源の確保が課題であるとの市町村意見（「第5期障害福祉計画」に係る国の整備目標（令和2年度末まで））
 - ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本

■ 医療的ケア児に対する支援について

- 保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う庁内各課との連絡調整体制を整備（平成29年5月～）
- 医療的ケア児等に対する支援人材の育成
 - ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修（141名（R1年7月現在））
 - ・介護職員の喀痰吸引研修受講に対する助成（年間100名）
- 医療的ケア児の介助者に対するレスパイトケア
 - ・訪問型レスパイトケア事業（看護師の派遣）（上限48時間/年）
 - ・医療型短期入所事業所設置支援（受入施設等職員に対する実地研修、医療機器助成（500千円/床））
- 医療的ケア児支援情報発信（冊子作成、配布）
- 医療的ケア児保育支援モデル事業
 - ・厚生労働省モデル事業を活用し、保育所に看護師の配置等を行い、医療的ケア児の受入体制を整える市町村を支援（令和元年度予算額：4,334千円）

「70歳現役社会」づくりの推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省】

- 1 本県が全国に先駆けて実施している、高齢者の就業や社会参加支援に関する「70歳現役社会」づくりの取組みがさらに加速するよう、必要な企業情報の提供や「70歳まで働ける企業」の開拓の共同実施など、労働局の協力体制を強化すること。
- 2 高齢者雇用を促進するため、「70歳まで働ける企業」に対する政府調達優遇制度の導入や高齢者を多数雇用する企業に対する減税など、企業に対する支援施策を充実すること。

1 本県70歳現役社会づくりへの労働局の協力体制の強化

- ・ 都道府県労働局の「高齢者の雇用状況調査(6月1日現在)」で得られた企業情報の都道府県(関連機関含む)への提供

〔応援センターにおける求人開拓や「70歳まで働ける制度」導入を働きかける対象企業の絞込みが容易となり、効率的企業開拓が可能。〕

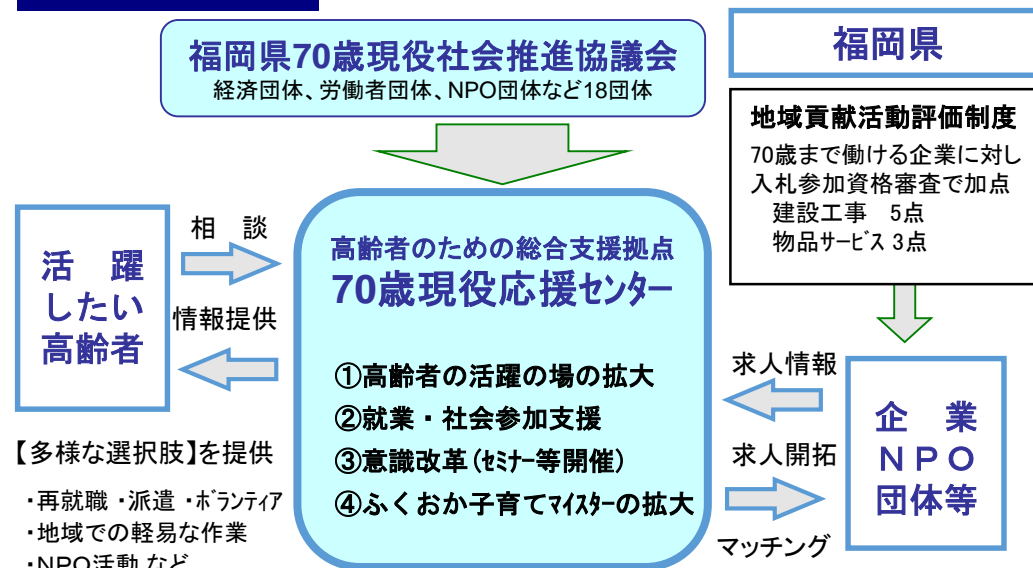
- ・ 「70歳まで働ける企業」の開拓の共同実施

〔都道府県労働局、(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構と共同で企業訪問することで、効率的な企業開拓が可能。〕

2 高齢者雇用の促進に向けた企業支援策の充実

- ・ 「70歳まで働ける企業」に対する政府調達優遇制度の導入
 <事例>「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づく優先調達の推進
- ・ 高齢者を多数雇用する企業に対する税制上の優遇措置の導入
 <事例>障がいのある人を多数雇用する事業所に係る不動産取得税・固定資産税の軽減措置

■ 本県の取組み



70歳現役応援センターの主な実績(H31年3月末現在)

70歳まで働ける企業の拡大

・訪問件数 2,797社
 (うち制度導入 574社)

登録者・進路決定者の順調な増加

・登録者数 16,301人
 ・進路決定 8,007人
 (うち就職 7,851人)

子育てマスターの拡大

保育所に加え、放課後児童クラブ等、活躍の場が拡大
 ・認定状況 1,541人

女性の活躍を促進する取組みの充実・強化

【具体的提言・要望】

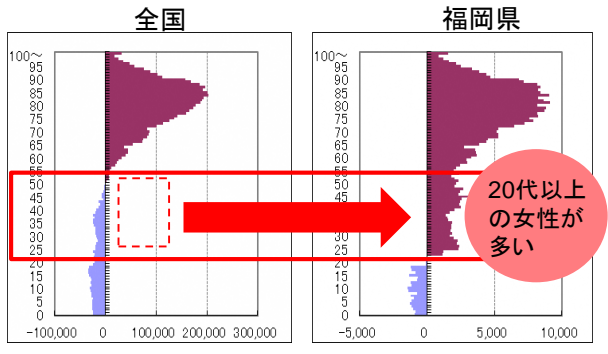
【所管省庁 内閣府（男女共同参画）】

- 働く場や地域での女性の活躍を促進するため、地域女性活躍推進交付金の国庫負担割合を10/10とし十分な財源を確保すること。
- 地方の創意工夫による取組みを継続的に支援する「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

■ 本県の特徴

・人口構成について、全国では50代から女性が男性の数を上回っているが、福岡県では20代から上回っている。

【人口構成:女性人口－男性人口】



■ 地域女性活躍推進交付金の推移

(交付金の予算額等の推移)

	予算額	国庫負担割合	都道府県交付限度額
25年度補正	1.2億円	10/10	500万円
26年度補正	4億円	8/10	1,600万円
27年度補正	3億円	8/10	1,600万円
28年度補正	3億円	8/10	1,600万円
29年度当初	2.5億円	5/10	1,000万円
29年度補正	1.5億円	5/10	1,000万円
30年度当初	2億円	5/10	1,000万円
30年度補正	0.9億円	5/10	800万円
31年度当初	1.5億円	5/10	800万円

■ 本県の取組み

女性が活躍する環境を整備

○「ウーマンワークカフェ北九州」における支援
 ・全国初の取組みとして、国・県・北九州市が連携し、再就職やキャリアアップ、創業など、女性の幅広いニーズにワンストップで対応

○「福岡県女性の活躍応援協議会」の運営
 ・知事をトップに、行政、経済団体13団体の長で構成。「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、各団体が自ら目標を定め、取組みを推進

○企業・経済団体等が行う女性活躍推進の取組みに対する支援
 ・女性活躍の意義、取組推進のノウハウについて学ぶセミナーを開催、専門家による個別企業サポート、経済団体や業界団体による固有の課題解決に向けた取組みに対する支援
 (一般事業主行動計画を策定した労働者300人以下の企業は172社(全国11位)(平成31年3月31日現在))

○「子育て応援宣言企業」の推進(H15年度～)、「介護応援宣言企業」の推進(H29年度～)
 ・企業トップが「仕事と子育て」または「仕事と介護」の両立を支援する具体的な取組みを宣言し、県が登録・広報(子育て応援宣言登録企業数: 6,889社(令和元年6月30日現在))
 (介護応援宣言登録企業数: 820社(令和元年6月30日現在))

リーダーとなる女性の育成

○女性トップリーダー育成研修(福岡女子大学)
 ・企業、団体等の上級管理職の女性を対象に、トップリーダーとして必要な素養を身につけ、ネットワークを構築するための研修を実施

【女性トップリーダー育成研修】



○地域のリーダーを目指す女性応援事業
 ・地域で積極的に活動しており、今後地域のリーダーとして期待される女性を対象として、地域の課題解決ワークや企画力をつけるための講座を実施

きめ細かな雇用政策の充実・強化

【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省】

- 1 県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいるが、就職氷河期世代を始めとして、依然厳しい就職状況にある者がいる。こうした者を含め、誰もが意欲と能力を活かして働くことができるよう、きめ細かな就職支援を行うこと。
- 2 地域における良質で安定的な雇用創出のため、「地域活性化雇用創造プロジェクト」に係る事業要件の緩和や「地域雇用活性化推進事業」に係る事業採択要件の見直しを行うとともに、地域の雇用創出に資する自由度の高い新たな交付金の創設を行うこと。
- 3 働き方改革を推進するにあたり、「地方版政労使会議」の中で各都道府県の労働局がリーダーシップを発揮し、気運醸成を担う県の取組みに積極的に協力するとともに、働き方改革に取り組む企業への支援を行うこと。

■ 本県の取組み

年代別・対象別就職支援センター

- 若者しごとサポートセンター
- 30代チャレンジ応援センター
・正社員としての求人の多い職種における知識・技術を習得するための研修
・求職者情報の提供、ハローワーク求人情報を活用した職業紹介等
- 中高年就職支援センター（福岡労働局と一体的に実施）
・ハローワークと連携したマッチング支援、個別求人開拓などで、中高年（おおむね40歳～64歳）の早期就職支援を実施
- 若者サポートステーション
・個別相談や企業での就労体験により、若年無業者（15～39歳）の就職を支援

正規雇用促進企業支援センター

- 県内企業における正規雇用の拡大を図るため、きめ細かな支援を実施し労働者の職業的安定を促進するとともに、企業の人材確保を支援
- 正規雇用の拡大に向けた企業向けセミナーの開催等、福岡労働局助成金センター等関係機関と連携
【実績】 正規雇用者数 2,944人（H27～H30年度）

地域活性化雇用創造プロジェクト（厚生労働省事業を活用）

- 先端成長分野における働き方改革促進と良質な雇用創出を目的として、働き方改革支援や、求職者等を対象とした講座及びマッチング支援を実施
- 次年度以降の事業継続は、10月末までに年度目標の80%以上の実績達成が要件。継続的な事業実施のため要件緩和が必要

地域雇用活性化推進事業（厚生労働省事業を活用）

- 雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組みを国と協力して支援
- 有効求人倍率及び人口減少率に係る要件を満たす「雇用機会不足地域」及び厚生労働大臣が指定する「過疎等地域」に対象地域が限定。「魅力ある雇用」創造という事業趣旨を踏まえ、事業採択要件の見直しが必要

企業における働き方改善推進

- 地域の関係機関で構成している「地方版政労使会議」において、都道府県労働局が地域の実情に即した実効性のある働き方改革に向けた具体的な方針を示すなど、国の機関として主体的・積極的に関与することが必要
- 働き方改革に取り組む企業への支援について、中小企業・小規模事業者が使いやすい助成金の拡充、「働き方改革推進支援センター」における中小企業・小規模事業者まで積極的に活用できる取組みの強化が必要

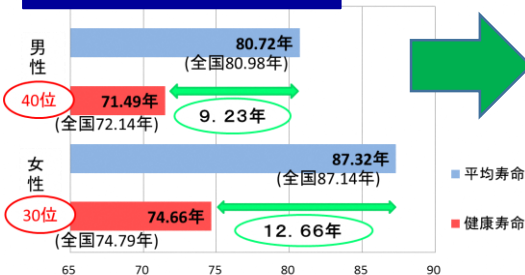
健康づくりに関する取組みの推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 厚生労働省】

- 1 人生100年時代を迎えるにあたり、一人ひとりが健康づくりへの意識を高め、社会全体で健康づくりの取組みが推進されるよう、国において周知・啓発活動を強化すること。
- 2 健康づくりを進めるにあたっては、地方自治体が担う役割が大きいため、本県が推進する「ふくおか健康づくり県民運動」をはじめ、地方自治体の健康づくりに関する取組みが更に加速するよう、積極的な支援を行うこと。

■本県の取組み



- 健康寿命を延ばし、平均寿命との差をできるだけ小さくすることが重要
- 県民一人ひとりが改めて自分の健康を考え、具体的な健康づくりに取り組むことが必要

県民運動として推進

令和元年度の取組み

■一人ひとりが健康の維持、増進を目指す「健康づくり県民運動」の推進

(主な新規事業)

- ・アプリを活用した健康ポイント事業の実施
- ・市町村が実施する運動習慣定着のための取組みの支援 (スロージョギング、ケアトランポリン など)
- ・食生活の改善のため「チャレンジ！レシピコンクール」を開催、受賞したレシピを広くPR。

■スポーツの力で県民生活を元気にする「スポーツ立県福岡」の推進

「健康づくり県民運動」
×「スポーツ立県福岡」

「100年グッドライフ(GOOD LIFE) 福岡県」の構築

ふくおか健康づくり県民会議 (H30.8.10設置)

会長:福岡県知事
構成:保健・医療、経済、大学、地域など
110団体

取組みの3つの柱

①健(検)診受診率の向上

(行動目標)
特定健診受診率 70%
がん検診受診率 50%

②食生活の改善

(行動目標)
野菜摂取 350g/日
減塩 -2g/日

③運動習慣の定着

(行動目標)
1回30分以上、週2日
以上の適度な運動

健康づくり団体・事業所宣言

(登録件数4,382件 (R1.6月末))

・団体・事業所における健康づくりの取組み内容を宣言し、登録

県民運動情報発信サイト(閲覧件数120,785件(R1.6月末))

・市町村、県民会議の構成団体の健康づくりイベント情報等を一元的に発信する専用サイトを構築

ひさやま元気予報(閲覧件数12,907件(R1.6月末))

・60年近くに及ぶ九州大学の「久山研究」を基に、将来の生活習慣病の発症リスクを天気予報の形で表示するツールをサイトに掲載

地域におけるまち・ひと・しごと創生に向けた取組みの推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣官房（まち・ひと・しごと創生担当）、内閣府（地方創生）、総務省】

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続・拡充するなど、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。
- 2 地方からの提案を実現し、地方分権改革を着実に推進すること。
- 3 地方への新しいひとの流れをつくる取組みに対し、積極的な支援を行うこと。
- 4 現在協議中の宿泊税について、早期に同意を行うこと。

■ 要望の具体的内容

地方における安定的な財源の確保

- まち・ひと・しごと創生事業費の拡充
- 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の継続・拡充
- 社会保障の充実・安定化への対応等に必要な地方一般財源総額の確保
- 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源について、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上するなどによる地方税財政制度全体としての実効性の確保
- 引き続き、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること

地方への新しいひとの流れをつくる取組みへの支援

地方から東京圏への転出・転入の均衡に向けた取組みの強化

- 地方への移住・定住を促進する取組みに対する支援の継続・拡充
- 地方への企業の本社機能移転の強化
- 着実な政府関係機関の移転の推進（計 3機関、4件）
 - ・産業技術総合研究所（糸島市）
 - ・環境調査研修所（北九州市）
 - ・理化学研究所（福岡市、久留米市）

■ 本県における取組み

地方分権改革の推進

- 「九州はひとつ」という理念のもと、様々な取組みを実施
 - ・九州地方知事会における政策連合の取組み
 - ・九州地域戦略会議における九州の官民が一体となった地方創生の取組み
 - ・九州の自立を考える会における広域行政セミナーの実施

地方への新しいひとの流れをつくる取組み

- ふくおかよかとか移住相談センター（平成28年7月22日開所）
首都圏等に移住専門相談窓口を設置し、専任の移住コーディネーターによるきめ細かな相談体制を構築（H30年度末までの実績：相談件数6,145件、移住決定者356名）
- 《広域連携の取組み》「九州・山口ふるさと若者就職促進事業」
九州・山口への若者人材の還流促進を目的とし、東京圏等の大学生を対象とした九州・山口の企業へのインターンシップ、業界研究イベントを実施。
【H30年度実績】
 - ・「インターンシップ」 マッチング数49社、89人
 - ・「業界研究Week！」 参加企業数13社、参加者数延べ54人
 - ・「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」
参加企業・団体数142、参加者数353人



業界研究会の様子

福岡県宿泊税条例

- 令和元年7月25日 総務大臣に協議の申出
- 令和2年4月1日 施行予定（大臣同意後、正式に施行日を決定）

総合特区における税制上の支援措置の延長

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（地方創生）】

我が国経済の持続的成長を実現するためには、その原動力となる企業の設備投資を後押しし、産業の国際競争力を高めることが極めて重要である。国際戦略総合特区はそのための強力な手段であり、大きな成果を挙げている。また、地域に新たな雇用を生み出しており、地方創生の観点からも必要不可欠な制度である。

このため、令和2年3月31日に適用期限を迎える法人税の課税の特例措置について、その適用期限を2年間延長すること。

■ グリーンアジア国際戦略総合特区の概要

環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、その集積拠点化を図ることにより、成長するアジアとともに発展することを目指すもの。

【本地域のポテンシャル】

- 環境問題への長年の取組み
- 環境性能の高い製品の開発・生産拠点の集積
- アジアとの緊密なネットワーク

■ 国と地域の政策資源を集中して支援

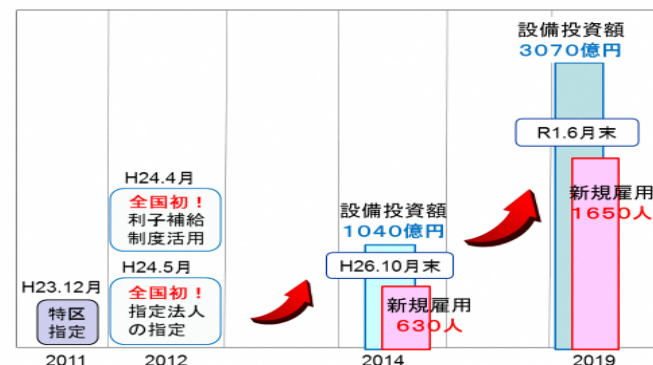
- 国による税制・金融面での支援に加え、地域独自の支援措置を講じて、設備投資を後押し

【地域独自の支援メニュー】

- ・県企業立地促進交付金の交付率上乘せ（2%→7%）
- ・不動産取得税・固定資産税の課税免除
- ・特区指定法人と直接取引する県内中小企業の設備投資に対する補助

■ 特区による大きな成果

- 大手から中小まで幅広い企業が設備投資を実施
 - ◇国の支援制度活用企業 72社
 - ◇設備投資額 約3,070億円
 - ◇新規直接雇用 約1,650人
- 活用企業の約半数が中小企業



開発から生産まで一貫した拠点化が進展

- エンジン・トランスミッション等の開発拠点「ダイハツグループ九州開発センター」を整備〔ダイハツ工業〕
- 技術部門の総合的な拠点「テクニカルセンター」を整備〔トヨタ自動車九州〕
- 本社隣接地に研究開発拠点「安川テクノロジーセンタ(仮称)」を新設〔安川電機〕



トヨタ自動車九州
テクニカルセンター

グリーンイノベーション研究シーズの産業化が加速

- LED用ナノ蛍光体の新たな製造拠点を整備〔NSマテリアルズ〕
- 省電力で広域をカバーできる無線モジュールの開発・製造拠点を整備〔Braveridge〕
- 有毒ガス濃縮装置などの産業用特殊空調設備の開発拠点「イノベーションセンター」を整備〔西部技研〕



有毒ガス濃縮装置

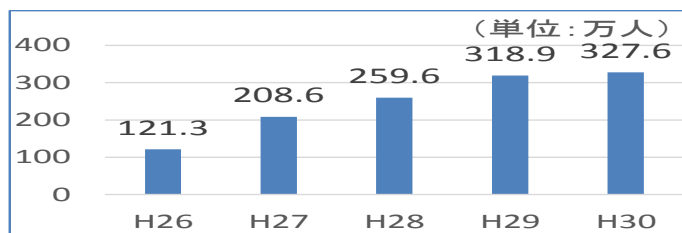
インバウンド観光の促進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省（観光庁）、経済産業省】

- 1 地域のインバウンド観光推進に向け、訪日外国人に係る各種データ（来訪者数、周遊・滞在状況等）を地方自治体や民間事業者が有効に活用できるよう、国において全国比較可能な仕組みを整えること。
- 2 地域が行う外国人観光客の受入環境整備に対し、補助率の引上げ等支援を充実すること。
- 3 自転車活用推進計画の「先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルート」において、地域が行う走行環境や受入環境整備等に対し、積極的な支援を行うこと。
- 4 伝統的工芸品の産地が行う販路拡大、情報発信などへの支援を充実すること。また、伝統工芸を観光資源とする地域の誘客の取組みに対し、積極的な支援を行うこと。

■ 本県の外国人入国者数推移



■ 本県実施ビッグデータ調査

- ・ ローミングデータ(携帯電話の基地局情報)に基づき、訪日外国人や国内居住者の県内滞在・周遊等状況調査を実施し市町村単位での状況を把握

	収集するデータ				目的
	観光客の属性	市町村単位で把握	観光スポット	広域	
訪日外国人	・国籍	・来訪者数 ・宿泊者数	・来訪者数	・周遊状況	訪日外国人及び国内居住者に係る来訪・周遊・滞在状況を市町村単位で調査・分析し、その結果を、ターゲットに応じた地区別の観光振興施策の企画・立案に活用。
国内居住者	・性別 ・年齢 ・居住地	・時間帯別流入流出 ・滞在状況			

■ 外国人観光客受入環境の充実に向けた県の取組み

- ・ 観光案内所での無料公衆無線LAN環境整備、観光マップ等案内ツールの多言語化への助成
- ・ 多言語コールセンターの設置(24時間365日17言語)など

■ サイクルツーリズムの推進に係る県の取組み

- ・ 「福岡県サイクルツーリズム推進協議会」を設立し、5つの広域モデルルートを設定
⇒ 専用HPで発信、受入環境整備を実施
- ※ 九州・山口サイクルツーリズムを推進中



■ 伝統的工芸品産業の振興に係る県の取組み

- ・ 昨年11月、第35回伝統的工芸品月間国民会議全国大会を開催
⇒ 県内各地のサテライト会場も含め、約13万人を集客

中小企業・小規模事業者への支援強化

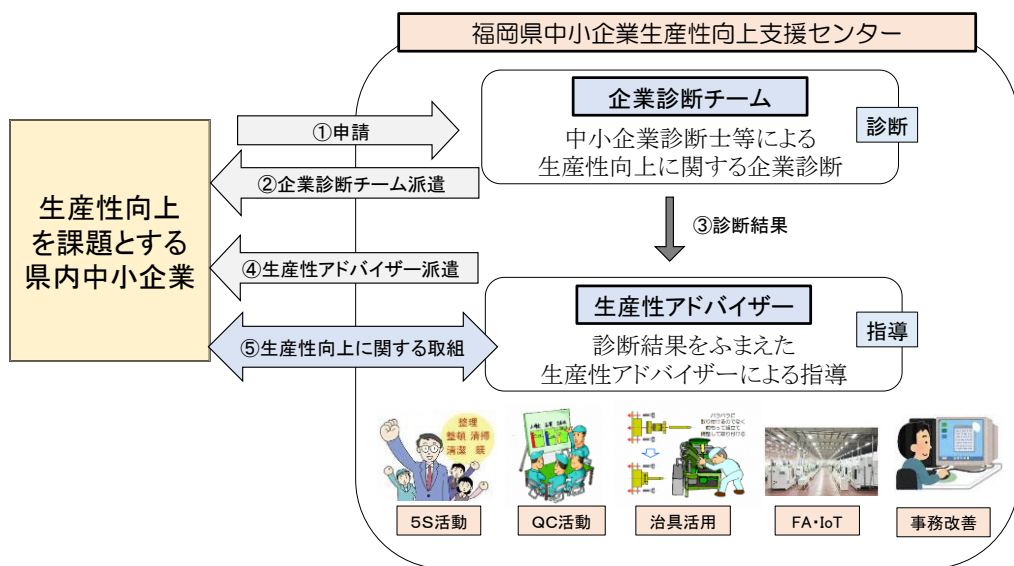
【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省】

- 1 中小企業の生産性向上に向け、企業現場の診断から、業務プロセスのカイゼンやI・o・T化の現地指導、設備導入支援までを総合的に支援する地域独自の取組みに対し、積極的な支援を行うこと。
- 2 中小企業が行う革新的なものづくり・サービス開発を実現するための設備投資、及び公設試験研究機関における先端設備導入への支援を拡充すること。
- 3 事業承継を強力に推進するため、商工団体、金融機関、専門家団体など約170の機関で構成する「事業承継支援ネットワーク」の体制強化が図れるよう支援を拡充すること。

■ 本県の生産性向上支援の取組み

- ① 中小企業生産性向上支援センターの設置
中小企業診断士等が企業の現場を診断し、経験豊富な生産性アドバイザーが段階に応じた生産性向上の取組み(5S、QC、治具活用、FA・IoT、事務改善)を指導
- ② 生産性向上のための設備投資を、県補助金や低利の県制度融資で支援



■ 本県のものづくり企業等への支援

県工業技術センターが、ものづくり補助金の申請支援、先端設備を活用した製品開発支援により、中小企業の実業性向上の取組みを促進

- ① 本県におけるものづくり補助金の採択件数: 2, 332件
(平成24~30年度補正の合計)
- ② 国補助金で導入した先端設備
補助金名: 地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業(H29補正)
導入機器: 高精度3D形状測定機
※採択率: 約2割(全国53件応募中12件採択、九州1件(本県)のみ)

■ 本県の事業承継円滑化支援

約170の機関が連携し、事業者の意識改革から承継の実現まで一貫して支援する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を構築

構成機関 ▶ 商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政 など

取組内容 ▶ ・事業承継診断の実施
・専門家派遣による個社支援
・支援マニュアル作成や研修会の開催 など

取組実績 ▶ ・事業承継診断 : 3, 530件
・専門家派遣 : 204件

IoT、AIなど先端技術の社会実装に向けた支援強化

【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省】

本県では、産学官プラットフォームの活動により、優れた技術を持つハード・ソフト企業が集積。第4次産業革命の先端技術（ロボット、IoT、AI）を活用した新しい製品・サービスも次々に生まれている。これらを市場へ投入し、地域課題の解決に活かすため、以下の支援を行うこと。

- (1) 設計・試作支援など「量産化の壁」を突破するための支援の拡充
- (2) 大型展示会への出展支援など、ビジネス展開を後押しする支援の拡充

■ 本県の産学官プラットフォーム

産学官プラットフォームの活動により、本県にはロボット、IoT、AI、軽量Rubyなど第4次産業革命を支えるハード・ソフト技術が集積

福岡県ロボット・システム産業振興会議

会員数:809 (産 586 学 156 官 67)
 会長:津田 純嗣
 (㈱安川電機 代表取締役会長)



福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議

会員数:772 (産 732 学 18 官 22)
 会長:まつもと ゆきひろ
 (プログラム言語Ruby開発者)



■ 本県発の先端的な製品・サービス

① ため池管理システム 【(株)Braveridge】



② 飲酒運転防止システム 【(株)エフェクト】



③ 太陽光施設監視システム 【(株)システム・ジェイディー】



④ 歩行リハビリ支援ロボット 【リーフ㈱】



⑤ 経済産業省の支援を活用した次世代IoTプラットフォーム 【(株)Braveridge、SCSK九州㈱】

経済産業省の戦略的基盤技術高度化支援事業の支援を受け、LPWA×BLE5.0という最先端無線通信技術と軽量Ruby (mruby) を活用した世界初のIoTプラットフォームを開発 (事業期間: H29~30年度、補助額: 約7,500万円/2年)

※予定を1年前倒して、R1年6月に製品化



水素・燃料電池の産業化に向けた普及支援

【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省、環境省】

- 1 水素社会の実現のため、「水素基本戦略（平成29年12月策定）」及び「水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成31年3月改訂）」で具体化された目標の達成に向け、迅速かつ着実な取組みを実行すること。
- 2 水素ステーションの整備を促進するため、整備・運営費の削減に資する規制見直しの早期実現及び地域が進める先端的な技術開発等に対する継続的な支援を行うこと。
- 3 CO₂排出量を低減する水素供給システムの構築に向け、再生可能エネルギー由来の水素製造・貯蔵の技術開発や実証に対し、積極的な支援を行うこと。

■ 本県の取組み

【FCV等の普及促進】

- ・県内及び九州各地で展示や試乗会を実施
「ふくおかFCVキャラバン」、「九州FCVキャラバン」
- ・現在、県内に110台のFCVが走行中
- ・FCVタクシー5台の導入支援(H27.3 全国初)

【水素ステーションの整備】

- ・候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポート
- ・県独自の補助金、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の税制優遇措置による支援
- ・久留米市に県内11か所目となるステーション整備決定(県南地域初)



福岡県庁水素ステーション

【先端的な技術開発】

- 世界レベルの研究拠点・試験機関が集積
- ・産総研・九大水素材料強度ラボラトリー(HydroMate)
- ・水素材料先端科学研究センター (HYDROGENIUS)
- ・水素エネルギー製品研究試験センター (HyTReC)

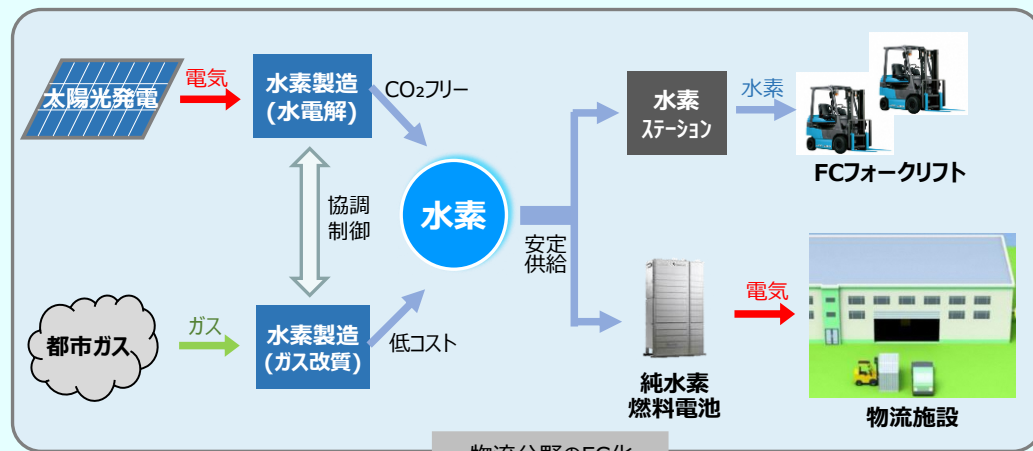
【県内企業の参入支援】

- ・技術アドバイザーの派遣、産学官連携の製品開発への経費助成等

【物流分野における再生可能エネルギー由来の水素製造・利活用プロジェクト】

- ・水素メーカーと連携し、物流施設において、再エネ由来のCO₂フリー水素と、ガス改質により安価に製造できる水素を混合する世界初の“ハイブリッド水素供給システム”を構築し、FCフォークリフトや燃料電池で利活用するモデル事業を実施予定

<イメージ図>



革新的バイオ産業創出に向けた支援強化

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（地方創生）、経済産業省】

- 1 本県には、ゲノム編集技術や核酸医薬など国際競争力の高い技術・ノウハウが蓄積。これらを活かし、スマートセル等を活用した革新的な技術・製品を創出していくことが重要。そのための研究開発支援や、拠点となる最先端の研究開発機能を備えた施設の整備に対して支援を行うこと。
- 2 革新的な機能性表示食品等の開発を目指し、理化学研究所と地元の大学・企業が行う共同研究の取組みに対し、継続的な支援を行うこと。

■ 本県の取組み

【福岡バイオバレープロジェクト】

バイオ技術を核とした新産業の創出や関連企業・研究機関の一大集積を目指す

・推進組織：福岡県バイオ産業拠点推進会議（平成13年9月26日設立）

会員：637会員（企業444、行政43、個人150）

・主な取組：①創薬拠点化の推進

②機能性表示食品等の高付加価値商品の開発推進

【革新的なバイオ関連技術・製品の創出支援】

○ 革新的バイオ産業創出のためには、ゲノム編集や核酸医薬などの高い技術に対応できる最先端設備を備えた研究開発から試作・製造までを一貫支援できる「新インキュベーション施設」が必要



＜福岡バイオインキュベーションセンター＞
・H16年開設



＜福岡バイオファクトリー＞
・H19年開設

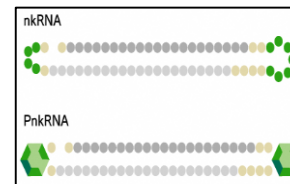
- ・研究開発から試作・製造に対応インキュベーション・ファクトリーの両機能を持つ施設
- ・先端バイオ技術に対応した高度機器設置（オープンラボ）
- ・全室P2対応

＜新インキュベーション施設＞

【本県の強み：先端的なバイオ技術を持つ企業が集積】

(株)ボナック

（核酸医薬）



- ・核酸医薬に関する独自の特許を持ち、世界中の企業から注目
- ・希少疾病や難病の治療薬として、高い効果が期待

(株)エディットフォース

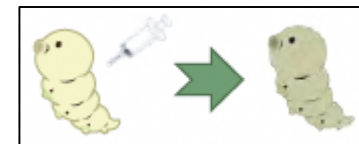
（国産ゲノム編集技術）



- ・日本初のゲノム編集技術を開発
- ・DNAのみならずRNAの編集も可能
- ・創薬、物質生産など幅広く応用可能

KAICO(株)

（カイコによる遺伝子組換え技術）



- ・カイコと遺伝子組み換え技術を活用してカイコの体内で特殊なたんぱく質を生成し、試薬やワクチンを開発

【理化学研究所との共同研究】

- ・理化学研究所のゲノム解析・疾病リスク評価と九州大学による久山町研究のこれまでの研究成果に基づく革新的な機能性表示食品の開発等

農林水産業・農山漁村の持続的発展に向けた施策の充実

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣官房（経済再生担当）、外務省、農林水産省】

- 1 日米貿易交渉、RCEPなど、いかなる国際交渉にあっても、我が国の農林水産業が再生産可能となり、持続的な発展が図られるよう交渉に臨むこと。また、TPP11協定や日EU・EPAに対する国民の不安や懸念を払拭するため、具体的な影響などの情報提供と丁寧な説明を行うこと。
- 2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、とりわけスマート農林水産業の推進、輸出先国の輸入規制対応の強化、優良品種の海外流出の防止に向けた取組みを加速化すること。
- 3 農林水産関係の公共事業や共同利用施設の整備等を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること。特に、防災・減災対策の重要性がますます高まっていることから、その予算を十分確保すること。

■ 本県の主な取組み

【県産農林水産物のブランド化】

- ・あまおう、ラー麦、八女茶、はかた地どり、福岡有明のりなど、ブランド品として定着
- ・秋王、甘うい、実りつくしなどの認知度向上を推進



ラーメン用小麦「ラー麦」



はかた地どり



甘柿「秋王」



キウイ「甘うい」



八女茶

【「福岡の食」販売促進】

- ・「福岡よかもん・よかとこセンター」を東京・大阪に設置し、中食・外食業者への販売を促進
- ・30年11月、「魅力あふれる福岡県を体感できる」をコンセプトに、アンテナレストラン「福扇華」を東京にオープン

【輸出促進】

- ・30年度輸出額は33.6億円と過去最高
- ・30年度から、米国には柿、ベトナムには梨、中国にはパックごはんを新たに輸出。欧州では茶専門店に八女茶の常設コーナーを設置



ベトナムハノイでのなしの販売状況

【九州一体の取組み】

- ・県産農林水産物の輸出に加え、九州農産物通商（株）を活用し、九州産農林水産物の輸出を拡大
- ・九州・山口各県や経済団体等と連携し、香港や台湾等での販売促進フェアや6次化商品を集めた大商談会を開催

ホ
KYUSHU

九州ロゴマーク

外国人材の受入れに向けた取組みの推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 法務省（出入国在留管理庁）、総務省】

- 1 外国人材の活用を希望する事業者が円滑に受け入れることができるよう、特定技能の制度概要や手続きについて、十分な情報発信を行うとともに、省庁横断の一元的相談窓口を設置すること。
- 2 地方公共団体が現に交付金を活用して実施している事業はもとより、外国人材の受入れ・共生に向けて実施するその他の事業に対しても、継続的かつ幅広く財政的支援を行うこと。

■ 特定技能1号対象業種の業界団体・事業者へのヒアリング結果

(H30年12月～H31年1月・福岡県実施)

【結果概要】

- ・ 14業種全てにおいて、日本人の雇用に向けた努力をしても、人手不足の状況。このため、多くの事業者が一定程度の外国人材を受け入れる希望あり。
- ・ 外国人材を受け入れる課題として共通して挙げられた項目は次のとおり。
 - ①外国人材受入れの制度が複雑であること
 - ②外国人材の日本語能力に不安があること
 - ③住居の確保など生活支援への負担感が大きく、中小企業が単独で行うのは困難であること

■ 制度説明会参加者数

【第1回】H31年3月12日(火)

民間事業者：300名

業界団体・自治体等：250名

【第2回】H31年4月19日(金)

民間事業者：150名

※行政に期待する取組み

(説明会時アンケートでの複数回答抜粋)

- ・ 中小企業への制度説明、周知
- ・ 在留資格等に係る相談体制の構築

■ 福岡県における外国人材受入れに向けた主な取組み

- (1) 「福岡県外国人材受入対策協議会」の設置・運営（地方創生交付金を活用）
 - ・ 外国人材の受入関係機関（国・県・市町村・受入業界団体・中小企業支援機関・地域国際化協会等）で構成する協議会を設置。
 - ・ 協議会を活用して外国人労働者や事業主における課題を把握し、共有することで、各団体が主体的に様々な課題に対応。
- (2) 外国人総合相談体制の構築・運営（外国人受入環境整備交付金を活用）
 - ・ 「福岡県外国人相談センター」を設置し、市町村と連携して、全市町村の窓口で外国人の相談に多言語で対応できる体制を構築。
 - ・ 在留資格や労働環境等の専門的な相談については、各専門機関と連携して対応。

東京2020大会を契機とした地域におけるスポーツ・文化の活性化

【具体的提言・要望】 【所管省庁 内閣官房（東京オリ・パラ競技大会担当）、文部科学省（スポーツ庁、文化庁）、厚生労働省】

- 1 次世代のトップアスリートを育成するため、地域における強化拠点を整備するとともに、プロコーチの配置や障がい者スポーツの指導者養成に早急に取り組むこと。
- 2 引退したアスリートのキャリア形成を支援するため、指導者養成機関の設立などの施策を講じること。また、地方が行う、アスリートの就労の場の確保などの取組みに対して支援を講じること。
- 3 スポーツによる国際交流に対する気運をさらに高めるため、自治体が行う国際スポーツ大会や強化合宿の誘致活動などに対して支援を行うこと。
- 4 2020年以降のレガシー創出に向け、障がい者の芸術文化活動への参画促進など、地域に根差した文化活動への支援を充実すること。

これらの施策を通じて、地域におけるスポーツの拠点化、スポーツの成長産業化やスポーツ・文化を通じた地域の活性化を図ること。

■本県の取組み

R1年度の新たな取組み

◆福岡アスリート応援企業支援事業

（スポーツを活用した社会貢献活動の意向を持つ企業と本県ゆかりのアスリートとのマッチングを支援）

◆女性アスリート活躍支援事業

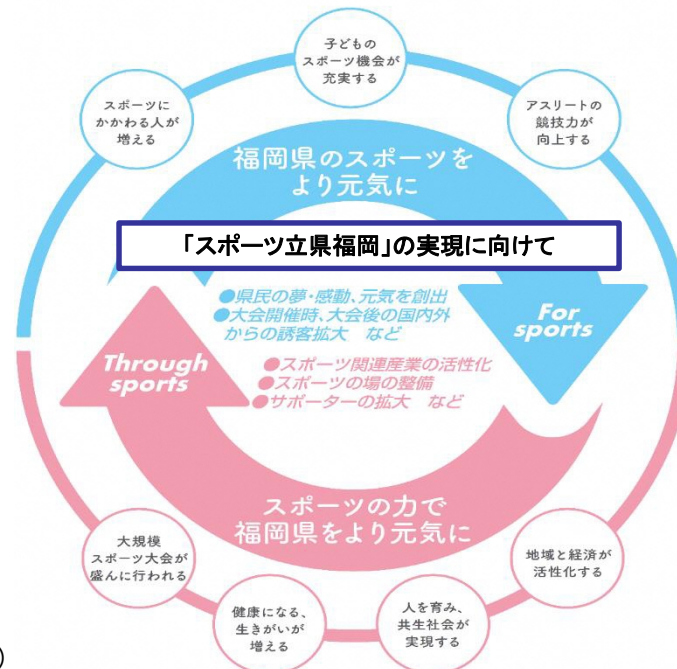
（女性のライフスタイルの変化に対応した支援）



東京2020大会事前キャンプ
全国有数の27国・地域を誘致（R1.6現在）



障がい者スポーツ推進事業
（障がい者のスポーツ活動の機会を広げる）



地域スポーツイノベーションカレッジ
（市町村と連携し、地域活性化を図るため、新たなスポーツ関連事業を創出）



障がい児者美術展 ギャラリートーク

福岡空港・北九州空港の機能強化及び連携強化

【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省、法務省（出入国在留管理庁）、財務省、厚生労働省、農林水産省】

〔福岡空港の機能強化〕

- 1 滑走路増設事業の早期完成を図ること。
- 2 本年4月に開始された民間による空港運営事業については、運営権者が安全・安心を大前提とし、周辺環境に配慮しつつ、地域の振興・発展に繋がる空港運営を行うよう、空港の設置管理者として適切な指導・監督を行うこと。
- 3 発着枠の増加に対応した円滑な出入国体制を実現すること（CIQ施設の拡張、入国審査官の増員、ファーストレーンなど）。

〔北九州空港の機能強化〕

- 1 貨物専用機の長距離運航などが可能となるよう、滑走路の3,000m延伸を早期に実現すること。
- 2 就航路線の増加に対応した円滑な出入国体制を実現すること（CIQ施設の拡張、入国審査官の増員など）。

〔両空港の連携強化〕

- 1 福岡空港への自動車専用道路の早期事業化及び新北九州空港道路の整備促進を図ること。
- 2 福岡空港の発着枠を超える就航希望便（特にLCC）の北九州空港への誘導に努めること。

■ 機能強化（福岡空港）

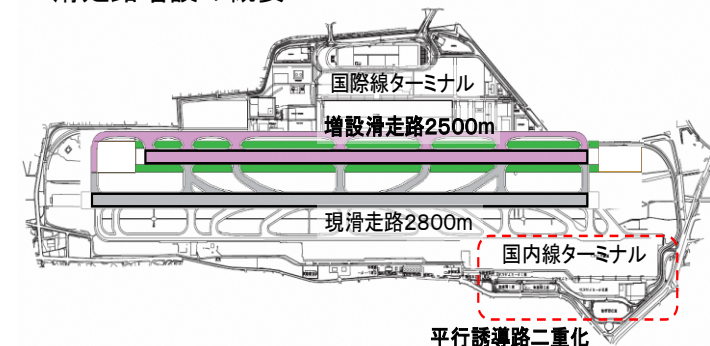
○滑走路増設事業

令和7年3月末の供用開始に向けて、今年度当初予算で約189億円の事業予算が計上。今後も、円滑な事業推進と早期完成に向けた予算の確保が必要。

○円滑な出入国体制の実現

国際線の利用者は、平成30年度には国内第4位となる692万人を記録し、新たな国際線の就航希望も多いことから、平行誘導路二重化（令和2年1月末完成予定）による発着枠増加に伴い更なる就航増が見込まれる。また、到着便が重なる曜日・時間帯において、入国審査場が審査待ちの外国人旅行者で溢れることから、CIQ施設の拡張と入国審査官の増員、ファーストレーンの導入などが必要。

・ 滑走路増設の概要



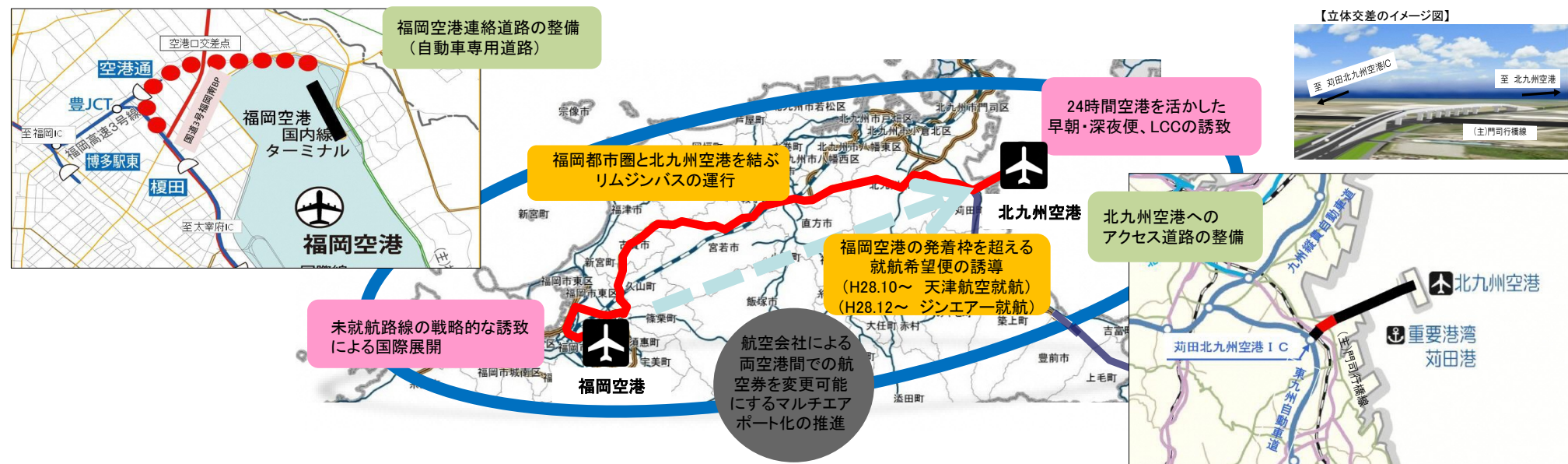
■ 機能強化（北九州空港）

- 貨物専用機の長距離運航などが可能となるよう、一日も早い3,000mへの滑走路延伸が必要。
- 国際定期路線の新規就航等により訪日旅客数が増加（平成30年度 15万人、全国第9位）しており、CIQ施設の拡張と入国審査官の増員など、円滑な出入国体制の実現が必要。



■ 連携強化

- 本県では、多彩なネットワークを有する福岡空港と24時間利用可能な北九州空港との役割分担、相互補完を進めることで、今後増大する航空需要に幅広く応え、ゲートウェイとしての利便性を高めることにより、本県のみならず九州全体、また西日本の発展に寄与することを目指している。
- 国においても、両空港の役割分担と相互補完を進めるため、各空港のアクセス向上のための道路整備を促進するとともに、福岡空港の発着枠を超える就航希望便の北九州空港への誘導、早朝・深夜便の就航促進、着陸料の軽減措置を図ることが必要。



ストック効果の高い社会資本整備の推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 国土交通省】

- 1 九州・山口の一体的発展を支えるストック効果の高い社会資本整備を着実に推進すること。
- 2 特に、防災・減災、国土強靱化対策を着実に推進するため、安定的かつ継続的な予算を確保すること。
- 3 これらに必要な補助、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金を本県に重点的に配分すること。

■ ストック効果の高い社会資本整備の推進

- 優れた交通拠点を最大限に活用し、産業・観光などの経済の好循環を拡大するため、ストック効果を重視したインフラストックの蓄積が必要



空港利用者数 2,400万人突破 [過去最高:国内第4位]
(H30 2,484万人)

多彩なネットワークを有する「福岡空港」



空港利用者数 170万人突破 [過去最高]
(H30 179万人)

24時間利用可能な「北九州空港」



クルーズ船 寄港回数
4年連続日本一(H27~H30)

クルーズ需要が拡大する
「博多港」



取扱貨物量 8年間で約1.2倍に増加
(H30:36,373千トン)

自動車産業・セメント産業の
物流拠点「苅田港」



国際コンテナ貨物量
8年間で約2.6倍に増加
(H30:18,153TEU)

世界遺産の構成資産かつ稼働資産
「三池港」

■ 防災・減災、国土強靱化対策の推進

- 頻発・激甚化する自然災害に備え、豪雨災害からの復旧の加速化、インフラ老朽化対策、代替性や信頼性を高める道路整備など、ソフト・ハードを総動員した防災・減災、国土強靱化対策の推進が急務
- これらを着実に推進するため、安定的かつ継続的な予算の確保が必要

《防災・減災、国土強靱化対策》

国土強靱化計画(全国計画)
(平成30年12月閣議決定)

・ 防災・減災、国土強靱化のための
3年緊急対策(平成30年12月閣議決定)

福岡県地域強靱化計画(地域計画)
(令和元年6月改定)

・ 防災・安全交付金の交付の判断にあたり、
一定程度配慮(平成31年1月29日国土強靱化の
推進に関する関係府省庁連絡会議)

(補助・交付金の拡充等)

安定的・継続的な予算確保が必要

2年連続で発生した豪雨災害からの復旧の加速化



本復旧



平成29年7月九州北部豪雨災害への対応
(朝倉市:桂川)



応急復旧



平成30年7月豪雨災害への対応
(北九州市門司区:奥田地区急傾斜)

福岡県が推進するストック効果の高い主な社会資本整備

凡 例
経済の好循環を支える事業
安全・安心で豊かな暮らしを支える事業



1. 経済の好循環を支える事業

(輸送効率向上や時間短縮等から人・モノの動きの活性化を支援)

(1) 拠点整備

- ・ 空港の整備(福岡空港)と連携(福岡空港、北九州空港)
- ・ 港湾(苅田港、三池港等)の整備
- ・ 道路(味坂スマートIC(仮称))の整備

(2) 拠点からのアクセス機能強化

- ・ 道路(福岡空港連絡道路・新北九州空港道路・味坂スマートIC(仮称)アクセス道路等)

(3) 広域連携を支える整備

- ・ 道路(下関北九州道路・東九州自動車道・八木山バイパス等)
- ・ 街路(西鉄天神大牟田線 連続立体交差事業)

2. 安全・安心で豊かな暮らしを支える事業

(1) 2年連続で発生した豪雨災害からの復旧・復興

- ・ 平成29年7月九州北部豪雨(赤谷川、桂川などの改良復旧事業等)
- ・ 平成30年7月豪雨(山ノ井川、庄内川などの浸水対策事業等)

(2) ソフト・ハードを総動員した防災・減災対策

- ・ 道路(法面对策、落橋崩壊防止対策等)
- ・ 河川(治水安全度の向上等)
- ・ ダム
- ・ 海岸、砂防の整備等
- ・ 建築(住宅・建築物の耐震化)

(3) インフラ老朽化対策

- ・ 道路、河川、港湾、砂防、下水道等の管理施設

(4) 生活空間の安全・安心の確保

- ・ 地域公共交通の維持(平成筑豊鉄道等)
- ・ 市街地、公園、住宅、下水道の整備等

エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の更なる普及促進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 経済産業省（資源エネルギー庁）、環境省】

- 1 国民生活の安定と経済の持続的発展のため、環境に優しく安価で安定的なエネルギーの需給構造の実現に向けた取組みを強化し、総合的なエネルギー政策を推進すること。
- 2 再生可能エネルギーやコージェネレーションなど分散型エネルギーの更なる普及促進を図るため、エネルギーモデルの構想策定や設備導入への支援、規制緩和、研究開発などを継続すること。
- 3 洋上風力発電の導入拡大が期待されており、広域的な電力融通の必要性が更に高まることから、系統制約の解消のため、既存の地域間連系線の弾力的な運用などの取組みを進めること。

■ 要望の具体的内容

洋上風力発電の導入促進

- 国は、洋上風力発電の導入拡大に資する海域の利用を促進するため、2016年7月に港湾法を改正し、また2019年4月に再エネ海域利用法(※)を施行
※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律
- 現在、北九州市響灘地区では、洋上風力発電に関する実証実験から得た知見や恵まれた風況を生かし、改正港湾法第1号案件の大規模発電事業の取組みを進めており、一般海域への将来的な事業展開も期待される
- 洋上風力発電の導入拡大が期待されており、広域的な電力融通の必要性が更に高まる

電力広域融通のための関門連系線の弾力的な運用

- 2021年度以降、本州向け連系線運用容量の空き容量は、0%程度になる見通し
- 現状のままでは、九州域内での発電電力(再生可能エネルギーを含む)は域外に融通できない
- 昨年10月から、九州本土で出力制御が実施される中、再生可能エネルギーの普及促進のためには、既存連系線の弾力的な運用などが必要



■ 本県の取組み

【指針】「福岡県地域エネルギー政策研究会」提言(2015.3)

(座長:日下一正 東京大学 客員教授)

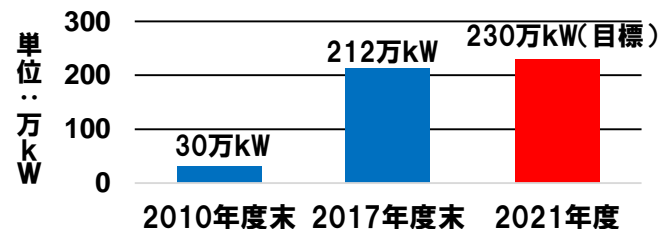
- ①エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会
- ②環境に優しく、エネルギーが安価で安定的に供給される社会
- ③水素を本格的に利活用する水素エネルギー社会
- ④新たなエネルギー関連産業の育成・集積による地域振興・雇用創出

【目標(福岡県総合計画 KPI)】

再生可能エネルギーの県内累積導入量

212万kW(2017年度末実績値) ⇒ 230万kW(2021年度目標値)

再生可能エネルギー 県内累積導入量の推移



○ 提言の実現や、情勢の変化を踏まえた地方の取組みについて研究

暴力団壊滅に向けた取組みの推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省】

- 1 証人の安全を確保するための転居や就業に関する支援、新たな身分の付与等の証人保護制度の整備を行うこと。
- 2 証人や保護対象者、事業者等に対する襲撃事件を阻止するための捜査用資機材の拡充を行うこと。

■ 施策の背景

- 福岡県内に主たる事務所を置く指定暴力団は5団体(全国最多)
- 平成26年9月以降、五代目工藤會の最高幹部らを凶悪事件で相次いで逮捕しており、多くの公判が進展している
- 筑後地区を拠点とする暴力団の活動が活発化

■ 本県の取組み

- 全国に先駆けて「暴力団排除条例」を施行(H22年4月)
- 福岡県警察本部に保護対策室を新設(H25年3月)
- 福岡県警察本部に筑後地区暴力団集中取締本部を設置(H30年10月)
- 県民の安全確保のための暴力団対策用カメラの設置促進
 - ・県警察管理の防犯カメラの設置 : 北九州市等に90台
 - ・市が設置する防犯カメラへの補助: 北九州市等の171台
- 保護対策用カメラ60台を導入(H31年2月)



北九州市における暴力団追放パレード(平成30年)



第27回暴力追放福岡県民大会(平成30年)

■ 国の対応

- 暴力団等による組織犯罪対策の強化など、刑事訴訟法の一部改正(H28年5月「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立)
- 暴力団等による組織犯罪の未然防止など、組織犯罪処罰法の一部改正(H29年6月「組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律」の成立)
- 九州管区警察局に対して捜査用カメラ約300台を配備(H25年8月)(全台数を福岡県に配備)

性暴力根絶対策の推進

【具体的提言・要望】

【所管省庁 法務省、内閣府（男女共同参画）、警察庁】

- 1 平成31年2月に制定した性暴力根絶条例に定める、子どもに対する性犯罪に係る刑期満了者の届出や加害者相談窓口の運営が効果的に進むよう、国の関係機関においては、本県との連携や情報共有を図ること。
- 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営が維持できるよう、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実を図ること。
- 3 性犯罪をはじめとする性暴力を防止するため、地方が取り組む対策に財政的支援を行うこと。

■ 福岡県性暴力根絶条例の概要

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（議員提案により平成31年2月21日成立）

※本年3月1日公布、一部施行。全面施行に向けて、国の関係機関や専門家による検討会議を本年7月に設置。

〔主な内容〕

- ・ 子ども（18歳未満）への性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所等を知事に届け出るよう義務付け（刑期満了から5年を経過する日前まで）
- ・ 刑期満了者からの申出又は知事の勧奨により、再犯防止指導プログラムや治療を受けることができるよう支援
- ・ 再犯防止を含む社会復帰支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置

〔国の支援を必要とするもの〕

- ・ 国の関係機関（刑務所・保護観察所・地方検察庁等）において、本条例に定める届出義務を刑期満了者に周知
- ・ 刑期満了者からの届出内容の確認のための迅速かつ的確な県への情報提供
- ・ 加害者の再犯防止指導プログラムや治療に関する情報共有

■ 本県のワンストップ支援センターの運営状況

○ 性暴力被害者支援センター・ふくおか

【開設】平成25年7月30日

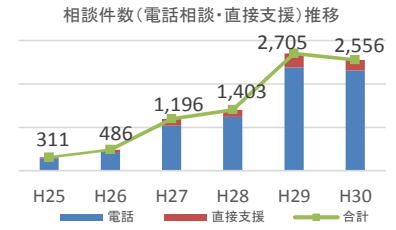
【事業主体】県、福岡市、北九州市

【開設時間】24時間365日

【支援内容】

※本年度より、精神科医、弁護士及び社会福祉士を配置し、相談機能を強化

- ・ 性暴力被害に関わる相談（電話・面接）
- ・ 警察・医療機関・裁判所等への付添、精神科医診療を含む医療費の公費負担、証拠資料採取、緊急宿泊、カウンセリング、弁護士相談



■ 本県のこれまでの取組み

- 性犯罪防止を目的に市町村又は地域団体が設置する防犯カメラ設置に要する経費を補助（H28～H30で208台設置）
- 「女性と子どもの安全を見守る企業運動」の推進
登録企業数：6,665事業所（令和元年6月末）
- 中・高・大学1年生に性暴力被害・DV防止啓発冊子を配布
- 防犯ベルの設置など設備の整った賃貸住宅認定制度の普及
- スマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」による広報啓発

子どもや高齢者を事件・事故から守る対策の充実

【具体的提言・要望】

【所管省庁 内閣府（少子化対策）、警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省】

- 1 子どもの集団移動経路等の緊急安全点検結果を踏まえ、県、市町村が実施するハード面での安全対策に必要な財源を確保すること。
- 2 国の「登下校防犯プラン」に基づく防犯カメラ設置への継続的な財政支援など、地域で連携して行う子どもの安全対策に必要な財源を確保すること。
- 3 高齢運転者の事故を防止するため、安全運転サポート車の普及推進、後付け安全運転支援装置の開発促進、性能認定制度の創設などの対策を早急を実施するとともに、地方が取り組む高齢運転者の事故防止対策への財政支援を行うこと。

■ 本県の子どもの交通安全対策の取組み

- 防護柵の設置（自動車用あるいは歩行者・自転車用）
- 車止め（鉄製ポール等）の設置
- 視線誘導標（ラバーポール）の設置
- 縁石ブロックの設置
- 路側帯のカラー舗装化
- 通学路等におけるPTA、自治会等と連携した保護誘導活動の実施 など



■ 本県の子どもの防犯対策の取組み

- 「ながら防犯」について、手引きや映像を使って普及を促進
- 「地域の連携の場」の構築（県内市町村約8割）
- 国の「通学路における緊急安全対策（防犯カメラの設置）」による財政支援（H30年度：3市町計19台）
- 地域防犯活動や青パト導入の支援
- 防犯リーダー養成講座の開催
- 子どもの地域安全マップづくり体験講座の実施



【防犯リーダー養成講座】

■ 本県の高齢運転者への支援策

- 指定自動車学校等と連携した交通安全講習
- 自動車メーカーと連携した安全運転サポート車の試乗体験等の実施
- 夜間や雨天時には運転を差し控える「補償運転」の推奨

■ 本県の高齢者免許返納後の支援策

- 免許返納者にコミュニティバスの回数券やタクシーチケット等を交付する市町村に対する助成
＜令和元年度（見込）34市町村 補助額 15,613千円＞
- 市町村や交通事業者による免許返納者を対象としたサービス一覧の作成

都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数の改正

【具体的提言・要望】

【所管省庁 総務省】

都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布枚数は、選挙区ごとの有権者数が考慮されず公職選挙法の規定により一律16,000枚までとなっている。

同じ選挙の各選挙区において、有権者間の政見を知る機会が均等とはいえない状況にあるため、公職選挙法を改正し、選挙区ごとの有権者数や議員定数を勘案した頒布枚数とすること。

■ 現状

平成29年の公職選挙法改正により、平成31年3月から都道府県議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能とされた。

■ ビラ1枚当たりの有権者数

選挙区名	有権者数 (H31.3.28)	有権者数 ÷16,000枚
久留米市	25.1万人	15.7人
福岡市東区	24.8万人	15.5人
⋮	⋮	⋮
みやま市	3.2万人	2.0人
うきは市	2.5万人	1.6人

■ 他の選挙における頒布枚数

参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙においては、選挙区ごとの有権者数が一定程度考慮されている。

＜参議院選挙区選出議員選挙・都道府県知事選挙の頒布枚数＞
10万枚＋(選挙区内の衆議院小選挙区数－1)×1.5万枚
(ただし上限30万枚)

○ 参議院東京都選挙区(小選挙区数25) 30万枚

○ 参議院佐賀県選挙区(小選挙区数2) 11.5万枚